

令和 8年 3月 3日

お客さま各位

日高信用金庫

「BankPay 取引規定」改定のお知らせ

平素は、日高信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、下記事由により BankPay 取引規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

詳細は別紙「新旧対照表」のとおり。

- (1) 令和8年7月頃（予定）を目途に追加される「収納委託方式」に伴う文言の追加。
- (2) 令和8年5月11日（予定）ことら送金に「特定用途送金」が追加となることに伴う文言・条項の追加。

2. 改定の事由

- (1) BankPay において令和8年7月（予定）を目途に貸金債権（消費者金融やクレジット会社のカードローン、クレジットカードのキャッシング等）のスポット返済の返済手段として、BankPay の仕組みを活用する「収納委託方式」が追加となるため。
- (2) ことら送金において令和8年5月11日（予定）より、従来の個人間送金に加え、特定の用途（寄付）に限り個人から法人へのことら送金が可能となる「特定用途送金」が開始されるため。

3. 改定する規定

- (1) BankPay 取引規定

4. 改定日

令和 8年3月31日（火）

以上

(1) BankPay 取引規定新旧対照表

(改正箇所：朱字および下線部)

改正前	改正後
<p>第1章 BankPay取引 1～3. (省略) 4. (Bank Pay取引契約等) (1)～(2) (省略) (3) 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>①～② (省略) (4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。 5～12. (省略)</p> <p>第2章 Bank Payことら送金</p> <p>13. (適用範囲) 本章の規定は、当金庫が提供する個人間の少額送金サービスである「Bank Payことら送金」(以下「BPことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。</p> <p>14～25. (省略)</p>	<p>第1章 BankPay取引 1～3. (省略) 4. (Bank Pay取引契約等) (1)～(2) (省略) (3) 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。ただし、BP加盟店とBP加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</p> <p>①～② (省略) (4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関してBP加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。 5～12. (省略)</p> <p>第2章 Bank Payことら送金</p> <p>13. (適用範囲) 本章の規定は、当金庫が提供する少額送金サービスである「Bank Payことら送金」(以下「BPことら送金」といいます。)を機構が提供する利用者アプリを通じて行う場合に適用されます。なお、本章において「利用者アプリ」とは、機構が提供する利用者アプリのみを指すものとします。なお、BPことら送金のうち、「特定用途送金」については、第26条の定めが本章の他の定め優先して適用されるものとします。</p> <p>14～25. (省略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第3章 その他</p> <p>26. (譲渡・質入れの禁止) この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>27. (規定の変更) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(2023年9月1日現在)</p>	<p>26. (特定用途送金に関する留意事項) (1) 特定用途送金とは、BP ことら送金のうち、株式会社ことらが別途定める取引（以下「対象取引」といいます。）に関して、特定用途送金の対象となる預貯金口座または資金移動業者のアカウント（以下「対象アカウント」といいます。）と登録預金口座との間で行う送金サービス（対象取引に係る送金が行われる場合において、当金庫が当該送金に係る資金を対象アカウントから利用者の指定するアカウントに入金する行為も本サービスに含まれるものとします）を指します。</p> <p>(2) 寄付可能な用途または対象法人・団体の要件の詳細については、株式会社ことらのウェブページ（「ことら送金」利用者はこちら>使い方>ことら送金）を確認してください。</p> <p>第3章 その他</p> <p>27. (譲渡・質入れの禁止) この規定に基づく当金庫のサービスに係る利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>28. (規定の変更) 当金庫は、利用者に対して事前に変更の時期およびその内容をホームページ等に公表または当金庫所定の方法で利用者に通知することにより、この規定を変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">(2026年3月31日現在)</p>